

鳥取県告示第650号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
スマイルセクター株式会社	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセクター吉方温泉	鳥取市吉方温泉一丁目122	平成24年9月9日	児童発達支援、放課後等デイサービス